

交野市外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの交野市（以下「市」という。）に処分又は勧告等の権限を有する通報対象事実に係る法第3条第2号及び第6条第2号に規定する公益通報（以下「外部公益通報」という。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(相談窓口の設置)

第3条 外部公益通報に関連する総合的な相談窓口（以下「相談窓口」という。）は、相談業務の総合調整を所管する部署に設置する。

2 相談窓口は、外部公益通報に関する相談の受付、通報対象事実に関する処分や勧告等の権限を所掌する課（以下「所管課」という。）への取次及び他の行政機関への照会等を行う。

(外部公益通報の受付等)

第4条 外部公益通報は、次に掲げる事項を記した書面等により行うものとし、相談窓口において受け付けるものとする。

- (1) 当該通報者の氏名又は名称
- (2) 当該通報者の住所又は居所
- (3) 通報対象事実の内容
- (4) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由
- (5) 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

2 前項において、匿名による通報の場合は、法及び本要綱に規定する趣旨に反しない範囲で可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

3 外部公益通報のあった所管課は、当該外部公益通報をした労働者等（以下「通報者」という。）に対し、通報対象事実の内容等について必要な確認を行うとともに、通報者の外部公益通報に関する秘密が保持されること及び本市における公益通報の取扱いその他必要な事項を説明するよう努めるものとする。

4 所管課は、受け付けた外部公益通報について、受理するか否かを遅滞なく決定し、公益通報受理・不受理決定通知書（様式第1号）により通報者に通知しなければならない。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

5 所管課は、外部公益通報があった場合又は外部公益通報を受理した後において、通報対象事実に係る処分又は勧告等を行う権限が市以外の行政機関に属することが明らかなとき又は明らかになったときは、当該行政機関を通報者に教示するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合は、外部公益通報として受理しないものとする。

- (1) 通報対象事実について、市が処分又は勧告等をする権限を有しないとき。
- (2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると認められる相当な理由がないとき。
- (3) 通報内容が具体性を伴わず、明らかでないとき。

- (4) 通報内容が虚偽であることが明らかなとき。
- (5) 通報内容が単なる伝聞に基づくものであるなど、その内容について確認することが困難であると認められるものであるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか通報が法に基づく公益通報に該当しないことが明らかなものであるとき。

(調査)

第5条 所管課は、必要があると認めるときは、通報された事実について速やかに調査を開始するものとする。この場合において、調査は外部公益通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で行うとともに、当該通報内容に関係する職員は調査の関与から排除して行わなければならない。

2 所管課は、特別の事情があるときは、弁護士その他の識見を有する者に調査を依頼することができる。

(調査結果に基づく措置)

第6条 所管課は、前条第1項の規定による調査（同条第2項の規定により調査を依頼した場合を含む。）の結果、通報対象事実が存在し、必要があると認めるときは、速やかに法令に基づく処分その他必要な是正等の措置（以下「措置」という。）を講じるものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 所管課は、前条の規定により措置を講じたとき又は措置を講じる必要がないと判断したときは、その内容及び調査結果を適正な業務の遂行並びに利害関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に支障がない範囲において、遅滞なく外部公益通報調査・措置結果通知書（様式第2号）により通報者へ通知する。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

(相談窓口への通知)

第8条 所管課は、第4条第4項及び前条の規定により通報者に通知したときは、その内容を相談窓口にも通知するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、外部公益通報制度の通報件数等の運用状況について、適宜、公表するものとする。

(秘密の保持等)

第10条 第5条第1項の規定により調査に従事した職員、同条第2項の規定により調査を行った者その他外部公益通報（外部公益通報として受理しなかった通報を含む。）に関与した者は、当該通報に関して職務上知り得た秘密その他一切の事項を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。なお、当該職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、外部公益通報の処理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。